

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の見出しを「(利子、配当の受領者の告知)」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「又は第四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第四項とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 同上

第二百二十四条の見出しを「(利子、配当等の受領者の告知)」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第四十二条の二の二第一項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第二項中「、第三十七条の十四第二十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「若しくは第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第三項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第四項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、「、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第四十二条の三第一項及び第三項中「(第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一 第四十一条の十三の二第二項において準用する所得税法第百八十一条第一項に規定する要件に該当しないにもかかわらず偽りの申請をして第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第一項

第四十二条の三第一項及び第三項中「(第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一 第四十一条の十三の二第二項において準用する所得税法第百八十一条第一項に規定する要件に該当しないにもかかわらず偽りの申請をして第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第一項

に規定する証明書の交付を受けた者、第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十一条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第一百八十四条項の規定による通知をしなかつた者

第四十二条の三第四項第二号中「第三十七条の十四第二十五項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、「又は第四十一条の十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書」を削り、同項第三号中「規定する通知書若しくは」を「規定する通知書」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書」を加え、「若しくは第三十七条の十一の三第九項」を「第三十七条の十一の三第九項若しくは第四十一条の二第十項」に改め、同項第四号中「若しくは同条第九項ただし書の」を「同条第九項ただし書若しくは第四十一条の二第十項若しくは書の」に、「通知書若しくは」を「通知書」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書に規定する通知書」を加え、同項第五号中「第三十七条の十四第二十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項」を「若しくは第三十七条の十二第二十七項」に改め、同項第六号中「第三十七条の十四第二十七項又は第三十七条の十四第二十四項」を「又は第三十七条の十四第二十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項」に改め、同項第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項第五項を削り、同項第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同項第七項を同条第六項とし、同項第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七十条の七の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第三号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第四号イ中「を有する」を「(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。)を有する」に、「同項」を「前項」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第五号中「開始日の翌日」を「開始の日」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同項第六号ロ中「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与

に規定する証明書の交付を受けた者、第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十一条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第一百八十四条項の規定による通知をしなかつた者

第四十二条の三第四項第二号中「第三十七条の十四第二十五項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、「又は第四十一条の十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書」を削り、同項第三号中「規定する通知書若しくは」を「規定する通知書」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書」を加え、「若しくは第三十七条の十一の三第九項」を「第三十七条の十一の三第九項若しくは第四十一条の二第十項」に改め、同項第四号中「若しくは同条第九項ただし書の」を「同条第九項ただし書若しくは第四十一条の二第十項たる二の二第十項」に改め、同項第六号中「第三十七条の十四第二十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項」を「若しくは第三十七条の十二第二十四項」に改め、同項第五号中「第三十七条の十四第二十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項」を「若しくは第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項第六号中「第三十七条の十四第二十七項又は第四十一条の十二第二十四項」を「又は第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同項第七項を同条第六項とし、同項第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七十条の七の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第三号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第四号イ中「を有する」を「(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。)を有する」に、「同項」を「前項」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第五号中「開始日の翌日」を「開始の日」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同項第六号ロ中「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与

の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同項第三号中「二まで」を「ハまで」に改め、同条第八項中「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同条第十二項中「同条第十六項及び第十七項」を「同条第十六項中「第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「経営承継期間内に」とあるのは「経営相続承継期間内に同条第三項において準用する」と、「経営承継期間の」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けたる経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）の」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、同条第十七項に改め、「第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「第七十条の七の四第一項」の下に「の規定の適用を受ける」と、「経営相続承継受贈者」との下に「、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」とを加え、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」を「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」と、「同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七十条の七の二第二十六項」を「第七十条の七の二第三十二項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十八項及び第二十九項に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第七十条の七の二第二十二項」を「第七十条の二第二十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次

四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、認定相続承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。この

場合において、同項から同条第二十五項までの規定中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」と、「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「特例非上場株式等に」とあるのは「特例相続非上場株式等に」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時における」とあるのは「特例相続非上場株式等の」と、同条第二十三項中「第二項第五号」とあるのは「同条第二項第四号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・五 省 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ・ロ 省 略

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一・五 同 上

六 同 上

イ・ロ 同 上

に次の二項を加える。

13 第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、認定相続承継会社について同条第一十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。この場合において、同項から同条第二十五項までの規定中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」と、「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「特例非上場株式等に」とあるのは「特例相続非上場株式等に」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時における」とあるのは「特例相続非上場株式等の」と読み替えるものとする。

ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第六条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第八条の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の七第二項の改正規定、同法第九条の八第一号の改正規定、同法第二十九条の二第四項並びに第二十九条の三第三項及び第六項の改正規定、同法第三十七条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同条を第三十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同条を第三十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同法第三十七条の十一の六の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十二の二の改正規定、同法第三十七条の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十三の二の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定（同条第四項を改める部分を除く。）、同法第三十七条の十五の改正規定、同法第三十七条の十六を削る改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第一項中「第三条第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条の二十の二第二項第三号の改正規定、同法第四十二条の二第一項第一号の改正規定（「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからりまでに掲げるもの」に改める部分を除く。）、同項第四号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三の改正規定（同条第一項及び第三項に係る部分を除

ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第六条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第八条の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の七第二項の改正規定、同法第九条の八第一号の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同条を第三十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同法第三十七条の十一の六の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十二の二の改正規定、同法第三十七条の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十三の二の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定（同条第四項を改める部分を除く。）、同法第三十七条の十五の改正規定、同法第三十七条の十六を削る改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第一項中「第三条第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条の二十の二第二項第三号の改正規定、同法第四十二条の二第一項第一号の改正規定（「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからりまでに掲げるもの」に改める部分を除く。）、同項第四号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三の改正規定（同条第一項及び第三項に係る部分を除

く。）、同法第六十七条の十七の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同法第六十七条の十八を削る改正規定、同法第八十条第二項の改正規定並びに同法第九十七条の二第三十項の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条まで、第二十二条第一項から第五項まで、第二十二条の二から第二十九条まで、第四十二条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十二条、第七十三条及び第一百一条の規定

二 省略

七〇十 省略

(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第二十二条の二 新租税特別措置法第六条第十項の規定は、平成二十八年一月一日以後に発行される同項に規定する特定民間国外債について適用し、同日前に発行された旧租税特別措置法第六条第十項に規定する特定民間国外債については、なお従前の例による。

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第六十三条 連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第四十二条の四の二（第七項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項

第六十八条の九

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六

八条の九の二第一項

同上

同上

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十五条の規定によりなお

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第六十三条 同上

く。）、同法第六十七条の十七の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同法第六十七条の十八を削る改正規定、同法第八十条第二項の改正規定並びに同法第九十七条の二第三十項の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条まで、第二十二条第一項から第五項まで、第二十三条から第二十九条まで、第四十二条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十二条、第七十三条及び第一百一条の規定

二 同上

七〇十 同上

第十三項							
省略	省略	号 第六十八条の九 の二第八項第七 号	第六十八条の九 の二第八項第三 号	前条第十一項 所得税法等の一部を改正する法律（平 成二十六年法律第十号）第十条の 規定による改正後の租税特別措置法（ 第十三項において「新租税特別措置法 」という。）第四十二条の四第十一項 所得税法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第五号）第八条の規定 による改正前の租税特別措置法（次号 において「旧租税特別措置法」という 。）第六十八条の九の二第八項第三号	第一項 第六十八条の九 同法第六十八条の九第一項		
省略	省略	第八項第七号 旧租税特別措置法第六十八条の九の二 の二第八項第七号		新租税特別措置法第四十二条の四第十 一項 新租税特別措置法第四十二条の四第十 一項 新租税特別措置法第四十二条の四第十 一項			その効力を有するものとされる平成二 十五年改正法第八条の規定による改正 前の租税特別措置法第六十八条の九の 二第一項

同上							
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	第八項第七号 旧効力連結措置法第六十八条の九の二 の二第八項第七号	第六十八条の九の二第八項第三号 旧効力連結措置法第六十八条の九の二 の二第八項第七号	所得税法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第五号）附則第七十五条 の規定によりなおその効力を有する ものとされる同法第八条の規定による 改正前の租税特別措置法（次号におい て「旧効力連結措置法」という。）第六 十八条の九の二第八項第三号	新租税特別措置法第四十二条の四第十 一項 新租税特別措置法第四十二条の四第十 一項 新租税特別措置法第四十二条の四第十 一項		平成二十五年改正法第八条の規定によ る改正後の租税特別措置法（以下この 項及び第十三項において「新租税特別 措置法」という。）第六十八条の九第 二第一項

(連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第七十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第六十八条の九の二（第七項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項		
前条第一項		
同条第十一項		
所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第十一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の九の二第八項第三号
次条第八項第三号	同条第十一項	同条第十一項

(連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第七十五条 同 上

同上	
前条第一項	
同上	同上
所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第八項第三号	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第一項

次条第八項第七
号

旧租税特別措置法第六十八条の九の二
第八項第七号

第十三項	省略	省略	省略	省略
(同法第六十八条の九の二第七項(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に」とあるのは「(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)(旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項(所得税法等の一部を改正する法律による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に」とあるのは「(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)(旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項(同法第六十八条の九の二第七項)				

(非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置)

第八十六条 省略

2・3 省略

4 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同項第五号並びに同条第四項第二号及び第十号、第十四項第九号及び第十号、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで、第二十八項並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一〇三 省略

旧効力連結措置法第六十八条の九の二
第八項第七号

同上	同上	同上	同上
六十八条の九の二第七項	六十八条の九の二第七項	六十八条の九の二第七項	六十八条の九の二第七項

(非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置)

第八十六条 同上

2・3 同上

4 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同項第五号並びに同条第四項第二号及び第十号、第十四項第九号及び第十号、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一〇三 同上

557 省略

8 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同項第五号並びに同条第三項第二号及び第十号、第十四項第九号から第十二号まで、第七項第一号、第二十二項から第二十六項まで、第二十八項並びに第二十九項第一号、第二十二項から第二十六項まで並びに第二十九項の規定の九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一〇三 省略

9 11 省略

12 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同項第四号、同条第三項において準用する新租特法第七十条の七の二第三項第二号及び第十号、新租特法第七十条の七の四第十一項において準用する新租特法第七十条の七の二第十四項第九号から第十二号まで、新租特法第七十条の七の四第十二項において準用する新租特法第七十条の七の二第十七項第一号、新租特法第七十条の七の四第十三項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項まで並びに新租特法第七十条の七の四第十五項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十八項及び第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

13 15 省略

557 同上

8 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同項第五号並びに同条第三項第二号及び第十号、第十四項第九号から第十二号まで、第七項第一号、第二十二項から第二十六項まで並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一〇三 同上

13 15 同上

12 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同項第五号、同条第三項において準用する新租特法第七十条の七の二第三項第二号及び第十号、新租特法第七十条の七の四第十一項において準用する新租特法第七十条の七の二第十四項第九号から第十二号まで、新租特法第七十条の七の四第十二項において準用する新租特法第七十条の七の二第十七項第一号、新租特法第七十条の七の四第十三項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項まで並びに新租特法第七十条の七の四第十五項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十八項及び第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。